

別冊

下妻市立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和 8 年 3 月

下妻市教育委員会

目次

1. 計画の趣旨等	2
(1) 計画の趣旨	
(2) 本市の現状	
2. 目標	2
(1) 時間外在校等時間に関する目標	
(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標	
3. 計画の期間	3
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容	3
(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し	
(2) 学校における措置の推進	
(3) 教育職員の健康・福祉の確保に関する取組	
5. 関連する取組、今後のフォローアップ	5

1. 計画の趣旨等

(1) 計画の趣旨

学校は、これまで「子どものため」という合言葉のもと、社会の様々な要請を受け、熱意や使命感を持つ教育職員は、子どもに関わる多くの業務を担ってきた。その結果、教育職員の業務が増大し、長時間勤務が常態化した。教育職員が疲れてしまえば、子どもたちに良い指導はできない。

また、教育職員の働く環境が厳しいと、学校教育の質の低下を招くおそれもある。

そこで、教育職員の働き方を見直し、限られた時間の中で子どもたちに効果的な教育活動を行えるようにするため、本市は「学校の働き方改革」を進め、教育職員の業務量の適切な管理と健康・福祉の確保を目指す。

(2) 本市の現状

本市は従来から、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。

こうした取組の結果、令和6年度における本市の教育職員の時間外在校等時間の状況は、以下のとおりであった。

【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

	年平均	月 45 時間を上回る割合	月 80 時間を上回る割合
小学校	月 26 時間	5.37%	0.00%
中学校	月 37 時間 15 分	30.43%	0.09%

中学校は、部活動指導に係る業務負担が大きく、時間外在校等時間が45時間を上回る割合が30.43%となっている。今後は中学校の全ての部活動において、休日の地域展開を開始することなどにより、教育職員の業務において、教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出することが必要である。

このような状況を踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条の規定に基づき、本計画を策定するものである。

2. 目標

本計画において達成を目指す目標は、以下のとおりとする。

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ① 1 箇月時間外在校等時間が 45 時間以下の割合を 100%にする。
- ② 1 年間における 1 箇月時間外在校等時間の平均時間を 30 時間程度にする。

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

【カッコ内は令和 6 年度の数値】

- ① ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を 5.0%まで減少させる。【6.1%】
- ② ストレスチェックにおける男性教育職員の健康リスクの値を 60 以下とする。【65.7】
- ③ ストレスチェックにおける女性教育職員の健康リスクの値を 70 以下とする。【74.4】
- ④ 教育職員が児童生徒や保護者との信頼関係を構築し、専門性を発揮することなどにより、生き生きと教育活動に取り組み、働きがいを実感できることを目指す。

3. 計画の期間 令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本市では本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

(1) 「業務の 3 分類」を踏まえた業務の見直し

ア 学校以外が担うべき業務

- ① 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等（「3 分類」①関係）
 - ・ 各地域の実情を踏まえつつ、児童生徒が学校に登校する時間の見直しを図るとともに、学校支援ボランティアなどを主体とした保護者や地域住民による通学路の見守り活動を推進する。
- ② 放課後から夜間等における校外の見回りや児童生徒が補導された時の対応等（「3 分類」②関係）
 - ・ 放課後から夜間等における見回りは青少年相談員等が行う見回りに委ねることとし、学校における自主的な見回りは原則として行わないこととする。
 - ・ 学校警察連絡協議会等において、補導された児童生徒の引取りは保護者が第一義的な責任を負うことについての認識を共有する。
- ③ 学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）（「3 分類」③関係）

- ・給食費は学校給食共同調理場の整備に合わせて徴収手続等を精査し、最終的には完全公会計化に移行する。
 - ・給食費以外の学校徴収金は歳入歳出予算に組み入れる対象範囲や徴収手続き等の精査を進め、公会計化を目指す。
- ④保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応（「3分類」⑤関係）
- ・初期段階においては教育委員会が弁護士相談を行い学校に助言する体制とし、それでも解決が困難な事案は個別に弁護士に委任して学校も相談できる現在の体制を維持していく。

イ 教師以外が積極的に参画すべき業務

①調査・統計等への回答（「3分類」⑥関係）

- ・校務支援システムの機能等を活用することにより、学校における調査の回答に係る事務負担を軽減する。
- ・学校事務は共同実施グループを活用し、効率化や適正化を進めるとともに、共同実施による支援体制を強化する。

②学校プール・体育館等の施設・設備の管理（「3分類」⑨関係）

- ・学校プールや体育館の施設や設備について、効率的かつ適切な管理方法の検討を進める。

③部活動（「3分類」⑬関係）

- ・令和9年度から全ての部活動において、休日の地域展開を開始する。

ウ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

①授業準備・学習評価・成績処理（「3分類」⑮⑯関係）

- ・授業準備や採点作業等を補助するため、学習支援ツールや校務支援システムの機能等を活用し、授業準備、採点作業、成績処理等に係る事務負担を軽減する。

②支援が必要な児童生徒・家庭への対応（「3分類」⑲関係）

- ・支援が必要な児童生徒や家庭に対しては、スクールサポートセンターと連携を図りつつ、アウトリーチ型も含めた積極的な支援を行っていく。

- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門的な知見を活用しつつ、教職員の連携や協働による支援体制を構築する。
- ・引き続き学校生活支援員を配置し、児童生徒の支援や教育職員の補助を行う。

(2) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- ①各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数について、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に標準授業時数を大幅に上回って（小4以上は年間で1,086単位時間以上）編成されている場合は、指導体制に見合うものとなるよう見直す。
- ②当初の狙いが形骸化して十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃の時間や頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定などにより、日課表の工夫を行う。
- ③勤務時間外は留守番電話を設定し、不要不急の電話対応をしないこととする。

(3) 教育職員の健康・福祉の確保に関する取組

教育職員の健康や福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ①1箇月時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員が希望した場合は、医師による面接指導を実施する。
- ②50人未満の学校も含めてストレスチェックの実施率を100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場改善の改善を推進する。
- ③心身の健康問題に関する相談窓口の設置を検討する。
- ④まとまった日数の年次有給休暇が連続して取得できるよう各学校に働きかける。
- ⑤夏季や冬季の長期休業期間中に学校閉庁日を設ける。
- ⑥下妻市立学校時差出勤実施要領を活用し、ワーク・ライフ・バランスの実現と多様な働き方を推進する。

5. 関連する取組、今後のフォローアップ

本計画の実効性を確保するため、今後のフォローアップに関する事項や関連する取組を

以下のとおり整理する。

- ①取組の着実な実行を図るため、教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、市のホームページで公表するとともに、教育委員会会議や総合教育会議において報告する。
- ②学校での児童生徒等の支援に当たる医療や福祉に関する人材の確保について、関係部局や関係機関とともに取り組む。
- ③時間外在校等時間にかかる目標の達成状況は出退勤管理システム等で把握し、その他の目標の達成状況はストレスチェックの結果等から把握する。
- ④教育委員会が各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られる場合は、当該学校に聞き取りや指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間になっている教育職員がいる学校、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校等に対しては、速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援や指導を実施する。
- ⑤各学校における働き方改革の取組が進むよう様々な機会を捉えて本計画を周知するとともに、管理職向けのマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。各学校は、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき教育職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- ⑥保護者や地域の理解を促進するため、関係部局や関係機関と連携し、保護者や地域の各自治会等に対して本市における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知するとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。